過誤申立_スケジュールの仕組み
※N＝国保連の審査月

【はじめに】
1　この表は、過誤申立の基本的な流れと締切の目安を示すものです。
2　10日や月末が閉庁日の場合、前開庁日が締日となります。
3　件数、内容によって締切日が異なります。詳しくは、八女市役所介護長寿課までご確認ください。
4　説明中の「N月」は「国保連の審査月」を指します。（例：4月同月過誤の場合、N=4）

区分	過誤の種類	市への申請締切	給付管理表の修正締日	再請求締日	具体例				補足
					過誤の種類	市への申請締日	給付管理表の修正締日	再請求締日	
給付管理票修正なし	同月過誤	N-1月末	―	N月10日	4月同月	3月末日	-	4月10日	
	通常過誤	N月10日	―	N+1月10日	4月通常	4月10日	-	5月10日	（通常過誤の再請求締日は、最短締日を記載）
給付管理票修正あり（単位数が**減る**）	同月過誤	N-1月末	N+1月10日まで	N月10日	4月同月	3月末日	5月10日	4月10日	過誤処理と同じ月に給付管理票の修正を行うと、給付管理票の修正が優先され、過誤処理が翌月となるため、過誤で取り下げとなっていない再請求分は返戻となります。
	通常過誤	N月10日	N+1月10日	N+1月10日	4月通常	4月10日	5月10日	5月10日	過誤処理と同じ月に給付管理票の修正を行うと、給付管理票の修正が優先され、過誤処理が翌月となるため、再請求の時期も当初予定より遅れてしまうほか、過誤処理月の前に給付管理票の修正を行うとエラーとなり修正ができません。
給付管理票修正あり（単位数が**増える**）	同月過誤	N-1月末	N-1月10日まで	N月10日	4月同月	3月末日	3月10日	4月10日	給付管理票の修正が完了する前に単位数が増える同月過誤を申立した場合、再請求分は上限審査によって返戻され、通常過誤扱いとなり、過誤による返戻のみが先に発生してしまいます。
	通常過誤	N月10日	パターン① N-1月10日 / N+1月10日 パターン② N+1月10日 / N+1月10日		4月通常	4月10日	パターン① 3月10日 / 5月10日 パターン② 5月10日 / 5月10日		・過誤処理と給付管理表の修正を同じ月に行うと、給付管理票の修正が優先され過誤処理が翌月となるため、再請求の時期が当初予定より遅れてしまいます。 ・パターン②のとおり、過誤申立を先に行った後にの給付管理票の修正と再請求は同じ月に行うことができます。

給付管理票の修正が出来ておらず再請求ができない事例が多く生じています。サービス事業所と給付管理を行う事業所で連絡調節をしてください。